

## 青梅市庁舎等自動販売機設置事業者募集要領

青梅市（以下「市」という。）が行う庁舎等自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領の内容を御了承の上、御参加ください。

1 目的 青梅市庁舎等への飲料水自動販売機の設置

2 設置場所および台数

番号	設置場所		台数	最低付加貸付料率	
1	青梅市東青梅 1丁目11番地の 1	青梅市 庁舎 行政棟	1階西ロビー自動販売機コーナー	1	全ての設置自動販売機の総売上の30%
2			1階東リフレッシュコーナー	1	
3			3階西リフレッシュコーナー	1	
4			5階西リフレッシュコーナー	1	
5			6階西リフレッシュコーナー	1	
6			2階東テラス	1	
7		屋外	庁舎西側駐輪場横	1	
合計				7	

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 東京都内に本店、支店または営業所を有すること。
- (3) 自動販売機の設置業務（自らが管理、運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。
- (4) 国税、都道府県税および市町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに該当する団体または団体に属している者でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間、青梅市から指名停止措置を受けていないこと。

- (7) 過去に環境問題に取り組んでおり、その実績を報告できること。  
また、市の進める環境問題対策に積極的に協力できること。

#### 4 自動販売機の設置条件等

##### (1) 契約の方法

本件の契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定にもとづく行政財産の貸付とし、最高の料率をもって有効な提示をした者を設置事業者として決定し、貸付契約の手続を行います。

##### (2) 貸付期間

貸付期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとし、以後、期間満了時、1年ごとに使用契約を更新することができ、最長3年を上限とします。

貸付期間中においても、契約条項に違反した時は、契約を解除する場合があります。

##### (3) 売上報告書の提出

設置者は、設置場所、販売金額毎の売上数量および売上金額を記載した毎月の売上報告書を翌月の10日までに提出していただきます。

##### (4) 設置事業者費用負担

###### ア 電気料

電気料金は、子メーター計測による実費徴収とし、市の指定する期限までに納入してください。

なお、前記2設置場所および台数に示す番号（以下「番号」という。）1、番号6および番号7については、子メーターが設置されていないため、設置事業者の負担で子メーターを設置していただきます。

###### イ 設置費等

自動販売機の設置および撤去にかかる費用については、全て設置事業者の負担となります。

###### ウ 貸付基本料

貸付基本料は、青梅市行政財産使用料条例（昭和41年条例第24号）の規定により算出した額（小数点以下切捨て）とします。

貸付基本料の納入は、市が発行する納入通知書により指定期日までに納めていただきます。

初年度の令和6年4月から令和7年3月分の貸付基本料は129,168円です。

#### エ 付加貸付料

付加貸付料は、設置した自動販売機の総売上高に設置事業者との契約にもとづく料率を乗じた額（小数点以下切捨て）とします。

（ただし、料率が異なるものについては、料率毎の総売上高とします。）

付加貸付料の納入は、四半期ごとに市が発行する納入通知書により指定期日までに納めていただきます。

#### オ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払がないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、青梅市公有財産管理規則（平成14年規則第23号）第33条第2項の規定にもとづく延滞金を加算して支払わなければなりません。

### (5) 自動販売機の基準等

次の基準等により設置するものとします。

#### ア 大きさ

設置場所に設置可能な範囲内で設置すること。

（おおむね幅1,200ミリメートル×奥行き950ミリメートル×高さ1,900ミリメートル）

#### イ 機種

(ア) 照明の自動点滅・減光、学習省エネ、ピークカット、真空断熱材やヒートポンプ採用など、省エネ対策を施した機種とすること。

(イ) ノンフロン対応機種とすること。

(ウ) 番号1、番号2および番号7については、災害時緊急対応機種とすること。

(エ) 番号1および番号6については、ユニバーサルデザイン仕様とすること。

(オ) デザインおよび外観色は、周辺環境に配慮したものとすること。

また、番号7については、マンセル値10YR

3.0/0.2(0.5でも可)とすること。

(カ) 複数の電子マネー決済に対応した機種とすること。

対応する電子マネー決済の種類については、市と協議すること。

(キ) 自動販売機の商品ボタン、おつり返却口、商品取り出し口およびおつり返却レバーには、抗菌・抗ウイルス加工を行い、貸付期間中効果が持続していること。

#### ウ 安全対策

(ア) 転倒防止について、日本工業規格の据付基準および清涼飲料自動販売機協会作成の自動販売機据付基準を遵守した措置を講ずること。その際は、できる限り庁舎の構造に負担の掛からない方法で設置すること。

(イ) 食品衛生について、食品、添加物等の規格基準（食品衛生法）および自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。

#### エ 回収ボックスの設置

(ア) 使用済み容器の回収ボックスを自動販売機横に1台につき1個以上設置すること。

(イ) 回収ボックスは、使用済み容器があふれるなど、周囲に散乱しないよう十分な容量とするとともに、使用済み容器をこまめに回収すること。

(ウ) 回収ボックスには、使用済み容器以外の投入を禁止する旨を表示するほか、一般ごみの混入防止を図ること。

(エ) 回収した使用済み容器はリサイクル業者を通し処分すること。

処分方法について、市の求めに対し提示できること。

オ 自動販売機に不具合が生じた際は、原則当日中に自動販売機の状態を確認できること。

カ 屋外に設置するときは防犯機能を備えた機種とすること。

キ 自動販売機にラッピング等を行い、環境問題啓蒙に関するPR等を表示できること。

なお、環境問題啓蒙に関するラッピング等の製作費は事業者の負担とする。

(6) 無線LANアクセスポイントの設置

設置事業者は自動販売機の設置に伴い、無線LANアクセスポイント（以下「アクセスポイント」という。）機能付自動販売機を設置し、公衆無線LANサービスを提供していただきます。

なお、設置するアクセスポイントの仕様は別紙仕様書のとおりです。

(7) 維持管理責任

ア 商品の補充および変更、賞味期限の確認、売上金の回収、つり銭の補充等の維持管理については、設置事業者が責任を持って行っていただきます。

イ 自動販売機および回収ボックス周辺の清掃を行い、周辺環境を清潔に保つこととします。

ウ 自動販売機の苦情および問合せについては、設置事業者の責任において対応していただきます。

また、自動販売機に故障等の問題が生じた際の連絡先を見やすい位置に明記することとします。

エ 商品・廃棄物の搬入出等を行う時間および経路については、市の指示に従っていただきます（商品・廃棄物の搬入出は開庁時間内とします）。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、または契約が解除された場合は、速やかに原状回復を行っていただきます。原状回復に必要な費用は設置事業者の負担とし、市に請求することはできません。

(9) 販売商品

ア 缶容器、ペットボトル容器または紙パック入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

イ 販売品目は、自動販売機1台につき原則10種類以上とし、市と協議することとします。

ウ 販売価格は、希望小売価格以下とします。

エ 希望小売価格が、令和6年4月1日現在、180円以上の商品を

販売する際は、1台の自動販売機販売品目の1割以下とします。

(10) 禁止事項

次の行為は禁止します。

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件の権利を第三者に譲渡、または転貸すること。

ウ 酒類の販売を行うこと。

5 庁舎での職員数等

(1) 職員数

勤務職員数約880人（会計年度任用職員含む）

(2) その他

2階に福祉団体による喫茶コーナー、7階に食堂があります。

6 申込み方法等

(1) 受付期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月13日（火）まで。

ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。

(2) 受付時間

午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 受付場所

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市総務部総務契約課庶務係（青梅市役所本庁舎4階）

(4) 提出書類

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 法人の場合は現在事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し（複写も可）。ただし、発行後3か月以内のものに限ります。

ウ 国税、都道府県税（法人事業税・法人都民税等）および市町村税（該当のみ）の未納がないことの証明書（複写も可）

エ 印鑑登録証明書

オ 事業概要

(ア) 法人

会社概要、直近の貸借対照表および損益計算書

(イ) 個人

事業内容、実績等の分かるものおよび直近2年分の所得税確定申告書の写し

カ 設置する自動販売機のカタログ

キ 自動販売機への抗菌・抗ウイルス加工内容の分かるもの

ク 過去に環境問題に取り組んだ実績の分かるもの

#### (5) 提出場所

第6項第1号で規定した受付期間内に、申込みに必要な提出書類を第6項第3号で規定した受付場所に直接持参してください。

提出書類がそろっていることを確認し、付加貸付料率見積書および提出用封筒を交付します。

### 7 募集要領に対する質問

#### (1) 受付

募集要領に対して不明な点がある場合は、下記の提出期限までに質問書（様式第2号）を総務契約課宛てに提出してください。電話および窓口での質問には一切応じません。

#### (2) 提出方法

電子メールによる提出のみとし、次の総務契約課の電子メールアドレスにおいて別紙質問書を受け付けます。

質問書はメールに添付して送付してください。特定のサイトから質問書をダウンロードする形式には対応しません。

なお、質問書の送信後は、総務契約課への電話にて送信した旨を連絡してください。

電子メールアドレス [div0510@city.ome.lg.jp](mailto:div0510@city.ome.lg.jp)

電話番号 0428-22-1111（内線2482・2483）

#### (3) 提出期限

令和6年2月13日（火）午後5時まで

#### (4) 回答方法

質問書の提出の有無にかかわらず、申込のあった全事業者に対し、質問項目全てを令和6年2月14日（水）午後5時までに電子メールで回答します。

### 8 付加貸付料率見積書の提出および審査

(1) 日時

令和6年2月19日（月）午前9時30分から午前11時まで付加貸付料率見積書の提出を受け、引き続き立会い審査を行います。

なお、遅刻した者は失格とします。

(2) 付加貸付料率見積書の提出および審査場所

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市役所本庁舎402会議室

(3) 提出書類（当日持参するもの）

ア 付加貸付料率見積書（様式第3号）

イ 委任状（代理人により提出する場合）（様式第4号）

(4) 付加貸付料率見積書の提出方法

ア 応募資格者は、付加貸付料率見積書に必要事項を記入し、記名押印の上、封筒に入れて提出してください。

イ 代理人が提出する場合は、委任状と付加貸付料率見積書を同封の上、提出してください。

(5) 付加貸付料率の表示

見積りをする付加貸付料率は、募集する自動販売機の総売上額（消費税および地方消費税込み）に対して市に納付できる付加貸付料の料率を整数で表示してください（小数点以下の記載があった場合、入札を無効とします）。ただし、令和6年4月1日現在の希望小売価格が180円以上の商品を設置する場合の付加貸付料率は、契約時に市と協議の上、決定することとします。

(6) 書換え等の禁止

提出した付加使用料率見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

(7) 審査

ア 審査は、付加貸付料率見積書の提出締切り後、ただちに応募者立会いのもとで、提出された付加貸付料率見積書を開封し、審査します。

イ 応募資格者が審査に立ち会わないときは、当該審査事務に関係のない市職員を立ち合わせます。

ウ 審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

(8) 付加貸付料率見積書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低付加貸付料率（30パーセント）を下回るもの

イ 委任状のない代理人が提出したもの

ウ 応募資格者の記名押印がないもの

エ 本市が指定する付加貸付料率見積書様式を用いない場合

オ 応募資格者またはその代理人が1人で2通以上付加貸付料率見積書を提出した場合、その全部の付加貸付料率見積書

カ 付加貸付料率または応募資格者の氏名の記載が識別し難いもの（委任状も同様とします。）

キ 付加貸付料率見積書の付加貸付料率の数字を訂正したもの

ク 付加貸付料の料率を整数で表示していないもの

ケ その他この募集要領に規定する条件に違反したもの

(9) 設置事業者の決定

設置事業者は、市が設定する最低付加貸付料率（30パーセント）以上で最高の料率をもって有効な貸付料見積りを行った者に決定します。

(10) くじによる設置事業者の決定

ア 同率の見積りをした者が2者以上あるときは、くじにより設置事業者を決定します。

イ 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、市が指定した者（当該審査に関係のない職員）が応募資格者に代わってくじを引き、設置事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときはその者の名および見積付加貸付料率を、決定しないときはその旨を公表します。

なお、審査結果の公表に立ち会わなかった者には別途通知します。

(12) 付加貸付料率審査の中止

不正な見積りが行われるおそれがあると認められるとき、または災

害その他やむを得ない事由があるときは、付加貸付料率審査を中止し、または延期することがあります。

## 9 契約手続

自動販売機の貸付契約の手続は、令和6年3月18日（月）までに行います。

## 10 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。設置事業者としての決定を取り消した場合、次点の付加貸付率を提示した事業者を設置事業者とする。

- (1) 正当な理由なくして、指定期日までに貸付契約を行わない場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- (3) その他貸付契約の相手方として不相当と認められる場合

## 11 その他

- (1) 応募申込みおよび貸付契約の手続に関する一切の費用は、応募申込者および設置事業者の負担となります。
- (2) 提出された申込書類等は、一切返却いたしません。

## 12 問合せ先

郵便番号 198-8701

東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

青梅市総務部総務契約課庶務係

(青梅市役所本庁舎4階)

電話番号 0428-22-1111 (内線 2482・2483)